

# 保険料口座振替のしおり

保険料口座振替に関する大切なことがらを記載しておりますので、必ずご一読いただき大切に保管してください。

## 口座振替のご案内

- 保険料の振替日は毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。
- 保険料は振替日の前日までに指定口座にご準備ください。  
※ 同一口座から複数の生命保険料または他の料金などの振替を行う場合には、振替順序のご指定はできません。
- 口座振替は「保険料口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に記載の株式会社オリエントコーポレーション(収納代行会社)を通じ行われます。また、収納代行会社より口座振替をする関係上、預貯金通帳には次のとおり表示されますのでご了承ください。  
オリコ、ネオFセイメイ など
- 初回保険料から口座振替扱とされる場合、保険契約が成立した時期によっては3か月分の保険料が振り替えられる場合がありますのでご注意ください。

## ご指定口座について

- 振替口座は保険契約者本人名義の口座をご指定ください。 保険契約者本人名義の口座をご指定できない場合には、保険契約者と生計を一にする配偶者名義の口座をご指定ください。配偶者名義口座のご指定にあたっては、以下の事項を了解のうえお手続きください。
  - ① 口座名義人には保険契約上の権利は一切ありません。
  - ② 保険料の支払い、保険金などの受け取りの際、贈与税が適用される場合があります。
  - ③ 生命保険にかかわる通知や案内についてはすべて保険契約者あてに発信されます。
  - ④ ネオファースト生命保険株式会社がお返しすべき保険料等が生じた際、保険料振替口座をご指定いただいている場合は、原則として当該口座に保険料等を返金させていただきます。
- 金融機関届出印と異なる印鑑を押印されるケースが多く発生しています。 印鑑が相違しておりますと保険料口座振替依頼書・自動払込利用申込書の再提出をお願いすることになりますので、十分ご確認のうえ押印ください。

## お取扱可能な金融機関

- 都市銀行、地方銀行、信託銀行、第二地方銀行、労働金庫、漁業協同組合、ゆうちょ銀行  
※上記以外の金融機関(信用金庫、信用組合、農業協同組合など)は、一部お取扱していない場合がありますので、詳細は当社までお問合わせください。

## 保険料の振替えができなかった場合

- 翌月に「保険料口座振替結果のお知らせ」を郵送します。
- 残高不足で振替えができなかった場合  
月払の場合：翌月の振替日に2か月分の保険料を振り替えます。翌月も振替えができなかった場合は、翌々月の振替日に3か月分の保険料を振り替えます。  
年払の場合：翌月の振替日に再度保険料を振り替えます。翌月も振替えができなかった場合は、翌々月の振替日に保険料を振り替えます。
- 口座解約などで振替えができなかった場合  
以降の口座振替のお取扱いができなくなりますので、保険契約の継続をご希望の場合は、当社までご連絡ください。

## 3か月連続して保険料の振替えができなかった場合

- 払込猶予期間中にお払込みがない場合は、保険契約の効力が失われますのでご注意ください。
- この保険は、ご契約の復活のお取扱いがありませんのでご注意ください。

## 預金口座振替規定 (注) ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

1. 貴店に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書に記載された預金口座から引き落としのうえお支払いください。なお、振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。
2. 預金の支払手続きについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振り出しまたは預金通帳および預金払戻請求書を提出いたしませんから貴店所定の方法で処理してください。
3. 指定預金残高が振替日において引落請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく引落請求書を返却されても異議ありません。また、指定日以降に再度振替えられても異議ありません。
4. この預金口座振替契約は貴店が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。
5. 長期間にわたり上記会社から請求がない等相当の理由があるときは、特に申し出をしない限りこの契約が終了したものとして取り扱われてもさしつかえありません。
6. 上記の証券番号につき別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効として扱われてもさしつかえありません。
7. この取り引きについて十分に紛議が生じても貴店の責によるものを除きすべて私と上記会社との間において解決をするものとして貴店には一切ご迷惑をかけません。

以上